

平成28年度第1回高知県障害者施策推進協議会の概要

1 日 時 平成29年3月14日（火）14:00～16:00

2 場 所 高知城ホール 4階 多目的ホール

3 出席者

【委員】大森委員、小田切委員、片岡委員、清岡委員、竹島(春)委員、
竹島(和)委員、田村(滋)、田村(輝)委員、津野委員、寺岡委員、
中澤(清)委員、西村(博)委員、平野委員、藤原委員、松本委員、
南委員、元木委員（20名中17名出席）

【事務局】門田地域福祉部長、井上副部長、梅森障害保健福祉課長、
小松企画監他

4 議事内容

議事に先立ち、互選により会長の選任を行い、小田切委員が会長に選任された。また、会長は片岡委員を職務代理者に指名した。

(1) 高知県障害者差別解消支援地域協議会の設置について

事務局から設置案について説明した後、質疑応答を行い、高知県障害者差別解消支援地域協議会の設置について了承を得た。

(2) 平成28年度第1回高知県障害者差別解消支援地域協議会

事務局から障害者差別解消法施行後の取組み状況について説明した後、質疑応答。

(3) 平成29年度障害者施策の概要について

事務局から平成29年度障害者施策の概要について説明した後、質疑応答。

(4) その他報告事項

事務局から放課後等デイサービス事業者及び就労継続支援A型事業所に係る基準改正、次期（第5期）障害福祉計画の策定について説明した後、質疑応答。

【質疑応答要旨】

(1) 高知県障害者差別解消支援地域協議会の設置について

(委員)

- ・盲ろうは単なる重複障害でなく、視覚障害、聴覚障害とは別のカテゴリーであるので、視覚障害、聴覚障害関係の委員では盲ろう者の移動保障や情報保障について対応できない。盲ろうについて差別問題があったとき、アドバイスが得られるのか。関係者の参加のあり方について聞きたい。

(事務局)

- ・ある一定は施策協のメンバーとしてカバーできていると思うが、他県のメンバー構成を確認し、当事者の参加が必要なら検討したい。

(会長)

- ・弁護士は常駐か。案件によってアドバイザーとして来てもらうのか。

(事務局)

- ・地域協議会の議題が無いときはケースバイケースだが、基本的には常駐に近い形で、地域協議会の協議のときだけでなく、施策協の協議についてもアドバイザーとして参加してもらう。

(会長)

- ・盲ろう者の話については過去に実態調査等も行っているので、支援者も含めて、どのように意見を反映させるか検討してほしい。

(委員)

- ・アルコール問題に特化した会はあるのか。
- ・南海学園の問題や作業所の不適切なお金の使い方といった事業所の処遇はどうなっているのか。

(事務局)

- ・アルコール問題については29年度に本格的に計画を作っていたらしく協議会の立ち上げを準備中。また昨年はフォーラムも開催した。
- ・南海学園については27年3月に勧告を出してから、関与しながら状況を見てきた。学園は身体拘束ゼロ委員会で2年間取り組みを積み重ねてきたが、29年2月で取り組みを収束されることになる。県としては定時の検査や委員会への参加を行ってきたが、来年度以降も年1回程度確認を行い、状況を見ていきたい。

(事務局)

- ・個別の案件については通常の指導、監査で確認する。大きな案件、ご質問があった案件については報告、答えを準備するが、個別の案件は地域協議会では扱わない。

(委員)

- ・昨年7月に神奈川で起こった事件のように様々な事象が起こっているが、そうしたことまで責任は持てない。
- ・教育委員会や労働行政に障害者が個々に申し出た差別事象の共有だけでは差別の解消にはつながらない。障害者に対する意識の啓蒙、啓発をもう一段階高めないと、「障害者は施設に入れればいい」、逆に「施設をなくせ」、「精神障害者は病院へ」ということに留まり、本当の意味での差別の解消につながらない。本当の意味での差別の解消について、この協議会で一定時間を持つていただきたい。

(会長)

- ・事務局には何を目指そうとするのか、考え方、方向性を持って説明してほしい。

(委員)

- ・施策協で個別の差別事案について提言ができるか。

(事務局)

- ・事例については対象となる機関の対応があって、相談対応された事例が地域協議会に上がってくる。この場で一から対応していただく形ではない。

(委員)

- ・施策協に地域協議会を作るメリットが書かれているが、作らないデメリットはあるのか。

(事務局)

- ・たくさんの分野の方の参加が必要、会議の乱立を避けたいというメリットの側面で検討してきた。他の会議を母体に早く設置するのは施策協が望ましい。

(会長)

- ・自立支援協議会等、施策協以外にも案があったが、事務局としては施策協に機能を付加したいということ。運営のイメージは事案の共有であり、議論して、解決はしないということだと思うが、機能、役割が腹に入りにくい。そこは他県の事例も検討して、もう少し考えて説明してほしい。そこも含めて機能を付加するということにはご了解を得ていいか。

(了承)

(2) 障害者差別解消法施行後の取組み状況について

(委員)

- ・各職位への研修というのは何か。一昨年この会でも県庁の部署でもでこぼこあるという話があったが、部署によっては点字の必要性が分からぬなど配慮のできないところがある。どの部署でも配慮ができるようにお願いする。

(事務局)

- ・課長、課長補佐といった職位の段階ごとに必ず受けなければいけない研修があり、そういう場で説明をする。また夏には、3年で全職員を受講させることを目途に、西部、中部、東部に分かれて全職員対象の研修も行っており、障害の特性に応じて対応できるようとする。

(委員)

- ・事例はこの半期で3件だけか。
- ・差別を受けた方がどこに相談するか、掲示、啓蒙されているのか。

(事務局)

- ・上半期は3件だけだった。合理的配慮については行政は義務、事業所は努力義務。民間からは1件が上がってきている。

(委員)

- ・統計的に少なすぎる。情報共有をうまくしなければいけない。

(委員)

- ・結果として県に上がってきたのが3件だけということ。その内は民と民の問題で、法律的には義務ではなく、差別は起こっていないと考えられてしまう。

(会長)

- ・ひとにやさしいまちづくり条例の策定の際には障害者団体、当事者から意見を聞いた。これだけしか差別は起こっていないというようにならないよう、どんな事例があるかについては当事者や団体に聞く機会を設けることを事務局で検討してほしい。

(委員)

- ・差別を受けている側が差別を受けていることが分かっておらず、差別をする側も差別をしていることが分かっていないため、差別が当たり前のこととして流されてしまっている。差別がどのようなことか分かれば事例は出てくる。
- ・知的障害者にとってはこの世の中全てが差別。事例だけでは計り知れないで、差別とは何かをきっかけにして考えていかなければいけない。

(委員)

- ・4月に免許の更新がある。そのときに運転免許センターで講義があり、手話通訳が必要。本来であれば一県民として安全運転をさせるために、講義をする側が聞こえない人に情報をきちんと伝える義務があるのに、「聞こえないあなたが通訳を連れてくるべきだ」と言わされて、結局聾者が意思疎通支援を使っている。

(事務局)

- ・警察本部にご意見があつたことを伝える。

(委員)

- ・知的な障害のある人の場合もお店に買い物に行くときは、施設の職員がつい

て行き、支払い等を手助けしている。何気なくやっていることだが、お店自分が障害者の受け入れをしなければいけないのではないか。この世は全部差別状態。

(委員)

- ・この30年間でバリアフリーが進み、車椅子トイレが増え、肢体障害者は心配せずに街に出かけられるようになった。聴覚障害者、知的障害者は30年前の肢体障害者と同じ状態にあるように思う。障害の無い人と同じようにいつどこに出かけてもいいようになり、障害の無い人との差がなくなったときに差別が無いと言える。それが権利条約の「平等」の中身であり、われわれが皆と同じように暮らせる社会にどう近づけるのかということであり、本来は簡単なことである。

(会長)

- ・事例の情報を共有して、事象を把握し、どういう対応が必要か議論することも必要。

(3) 平成29年度障害者施策の概要について

(委員)

- ・精神障害者の就労割合は全体の12パーセントとあるが、法定雇用率を満たさなかった場合のペナルティは何か。また、クリーンクルーマイスターについて詳しく教えてほしい。

(事務局)

- ・法定雇用率に達していない場合、従業員数100人以上200人未満の事業所は1人当たり毎月4万円、200人以上の事業所は1人当たり5万円の納付金が課せられる。
- ・クリーンクルーマイスター制度とは、来年度制度を作ることを目指している清掃についての知識と技術を認める資格制度。ビルメンテナンス、高齢者施設の介護補助や清掃での職域開拓を目指して、ビルメンテナンス協会と共同で取り組んでいる。

(委員)

- ・クリーンクルーマイスター制度について、1つの課では就労の場は限られる。課の枠を越えて、行政の公的な機関で連携して、マイスターと障害のある方が働く仕組みを作ってもらえば、業界も喜ぶし、障害のある方の就労の場も広がる。

(事務局)

- ・28年4月からふくし交流プラザで、B型、就労移行事業所利用者の方を中心に5人の方が訓練を受けている。その中から一般就労された方もいるが、

ふくし交流プラザだけでは福祉関係者以外には姿が見えにくい。今後はもっと一般の県民から見える場所に広がっていきたい。

(会長)

- ・若年性認知症の相談窓口について、どこに設置して、どう展開していくのか。

(事務局)

- ・義務化される若年性認知症コーディネーターと併せて、よく診断してくれている診療所に窓口の設置を打診している。

(委員)

- ・18歳未満の重症心身障害児について73人とあるが、どのようにして把握されたデータか。

(事務局)

- ・市町村を通じて、基本的には在宅の重度心身障害児、者の方を調査している。

(会長)

- ・保育所等での超重症心身障害児の受け入れが進めばいいが、現実は難しく、希望の家のような在宅で日中過ごせる場が必要だが、不足している。ニーズをとらえた施策展開が必要。

(委員)

- ・医療的ケア保育支援モデル事業は全県下が対象か。また地域の就学支援はどうなるか。

(事務局)

- ・医療的ケア保育支援モデル事業は全県下で市町村からの要望を受ける。

(教育委員会)

- ・県立特別支援学校では、医療的ケアの必要な児童の就学については看護師を雇用して、基本的には保護者の付き添いが無くてもよいようにしている。市町村については国が1/3、自治体が2/3を負担するインクルーシブ教育補助事業にエントリしようとしている状況。

(委員)

- ・とくに中学校進学の場合、学校が遠くなる場合がある。重度の障害児への登校に対する支援はあるか。

- ・医療的ケア保育支援モデル事業についてどれくらいの保育園から応募が来ているか。

(教育委員会)

- ・特別支援学校では就学奨励費として通学費の補助をしている。

- ・重度のお子さんが毎日の通学でタクシーを利用される場合はタクシ一代を補助する。また、毎日利用しておらず、突発的に利用した場合も一部は補助している。

- ・福祉サービスと連携するように自治体に協力を求めた経緯もあるが、付き添いの方の費用の補助は難しい。

(事務局)

- ・医療的ケア保育支援モデル事業については高知市と三原村を想定して申請をしている。

(委員)

- ・若年性認知症の件について、介護と福祉の間には壁がある。介護と福祉でどのように協力するのか。

(事務局)

- ・アンケートでは福祉サービス、介護保険サービスが利用されていない状況が見える。相談窓口を整備し、その方にどのようなサービスが合うかといったところから来年度事業を展開する。

(委員)

- ・若年性認知症への取り組みについて県域の相談支援事業所に周知していきたい。

(委員)

- ・3月をもって、畠中医師が辞められるが、療育福祉センターの窓口の待ちが解消されたとも聞かない。ギルバーグセンターの内容と併せて来年度の取り組みを教えてほしい。

(事務局)

- ・畠中医師と精神科の女医が退職するが、畠中医師には引き続き非常勤として月に2回来てもらう。併せて3名の非常勤の医師の診断時間を半日から1日へ増やしてもらう。また、他の職種でフォローもしつつ、少しでも待ちを減らせるように取り組んでいく。

- ・ギルバーグセンターについては、昨年11月にギルバーグ教授と延長の協定を結んだ。いったん離れられるが、畠中医師にもセンターをサポートしていただける了解も得ているし、後任の医師も決定している。

(委員)

- ・デイサービス数が伸びている一方で発達障害児の通所施設が少ない。法人が撤退し、人材確保が難しい状態に対しどのような施策を行うのか。とくにショートステイについては制度があっても、使えるところがない。

(事務局)

- ・放課後等デイに研修を行うことで、未就学発達障害児をみられるように誘導する。また保育所支援にも県の補助を行っていく。

(事務局)

- ・課題があるため、調整中だが、医療機関でショートステイを行ってもらえる

よう取り組んでいる。

(委員)

- ・幕末維新博が始まり、10月には愛媛で国体も開かれる。せめて高知城までは上がるようにしてほしい。また、来高する大型クルーズ船の通訳ボランティアに二の丸ぐらいにまで来てもらえるような予算をつけてもらいたい。

(事務局)

- ・高知城では個別に対応できるケースもあるように聞いている。観光部署、関係機関に意見を伝える。

(委員)

- ・南海地震等の災害対策について、対策の骨子は何か。

(事務局)

- ・次回きちんと説明することにしたいが、在宅の要配慮者名簿について、ご本人の同意を取り、3年内に自主防等の機関へ提供できるようにすること、福祉避難所の指定の促進することに取り組む。また熊本地震の支援の経験も生かして、心のケア活動を実践できる人材を養成できる体制を整備する。

(委員)

- ・通所施設として福祉避難所を多目的に活用することを検討しており、若年性認知症の取り組みにも関心がある。若年性認知症の相談窓口について周知内容や機能が決まれば、教えてもらいたい。補助はつかないと思うが、うまく進めば、経過を報告する。

(委員)

- ・早期津波避難システム検討委員会の最終報告の中で、聴覚障害者等については、関係団体で協議してコミュニケーションの方法について事前に備えることが必要であるという文言が入っている。関係団体での協議を進めてほしい。

(事務局)

- ・行動計画に入れて進捗管理しているので、次回説明する。

(事務局)

- ・来年度はタブレットでの遠隔情報保障も含めた東部地域の聴覚障害者への情報保障の仕組みについて取り組みを進める。

(4) その他報告事項（放課後等デイサービス事業者及び就労継続支援A型事業所に係る基準改正、次期（第5期）障害福祉計画の策定について）

(委員)

- ・障害児通所支援施設の基準の条例改正について、経過措置に書かれていることは、現在の34施設も平成30年3月31日以降は改正された条例に従わなければいけないということ。

(事務局)

- ・34施設は1月1日時点の数字であり、29年4月1日までに許可された施設が経過措置の対象になる。4月1日以降に開設された施設は改正された条例の基準に従わなければいけない。

(委員)

- ・施設が資格を持った人を確保できるよう支援が必要。

(事務局)

- ・後に出てくる国の細かい取り扱いも踏まえて、4月1日以降状況を調査する。また開設した者に対しても改正された条例を踏まえて準備してもらうようにお願いしている。

(会長)

- ・デイサービスは「いるだけ」と新聞にも書かれていたように支援の内容が好ましくない。基準と併せて、支援の内容についても把握し、指導、助言していかなければいけない。

- ・就労継続支援A型事業所の基準改正について給付費が賃金に回されると、必要な経費が払えなくなるので、事業者への周知が必要。

- ・次期障害福祉計画の策定に向けては、4回の施策協の開催が計画されているので委員の皆さんには協力をお願いする。

(委員)

- ・特別支援学校の再編計画について経過を教えてほしい。

(教育委員会)

- ・高知江の口養護学校について、8割のお子さんが精神疾患のある心身症のお子さんであり、従前の生活規制等のあるお子さんとは教育ニーズが異なってきている。また現在地は長期浸水地域にあるため、教育ニーズと教育環境の点から見直しを行った。学校は大原町心の教育センタ一分館に移転し、平成33年4月新築開校を計画している。寄宿舎についてはまだ具体的になっていないが、大原町の敷地には建設できないことと医療機関に近いことから盲学校寄宿舎の敷地に移転を考えている。

(委員)

- ・同じところに学校、医療機関、寮があるのが普通だと思うが、それが別々になるので、親御さんから不安の声が聞かれる。計画がきちんと報告されているのか。親御さん、県民の声を聞いて計画を進めてもらいたい。

(教育委員会)

- ・再編振興計画については検討委員会を開き、学校にも説明を行い、パブリックコメントでご意見を頂いた。これからも学校と連携して、説明を行い、細かくご意見をうかがっていきたい。